

別記 1

みどりの食料システム戦略交付金事業の事業実施主体は、次の表に掲げるものとする。

事業の名称	補助対象者
1 推進体制整備事業	市町村
2 有機農業産地づくり推進事業	市町村又は市町村が参画する協議会
3 有機転換推進事業	市町村又は市町村が参画する協議会、農業者
4 グリーンな栽培体系への転換サポート事業	<p>市町村又は農業生産活動を行う個人若しくは法人（以下「農業者」という。以下同じ。）又は農業関係団体、実需者、農薬メーカー、肥料メーカー、ICTベンダー、農機メーカー、農業協同組合（営農指導事業担当）、市町村等により構成された協議会。</p> <p>なお、農業協同組合（営農指導事業担当）、農業者及び農業改良普及センターを必須の構成員とする。</p> <p>また、協議会の構成員に農業者を含まない場合、事業の実施に当たっては、事業実施地域を特定し、当該地区の農業者の参加を必須とする。</p>
5 SDGs 対応型施設園芸確立事業	<p>農業者又は農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体をいう。）（以下、「農業者等」という。以下同じ。）及び市町村等により構成された協議会。</p> <p>なお、農業協同組合、農業協同組合連合会、その他民間事業者等、実証に必要となる者が構成員となることは妨げない。</p> <p>また、補助対象経費欄の（4）の取組にあつては、農業用機械メーカー等の民間事業者を必須の構成員とする。</p>
6 地域循環型エネルギーシステム構築事業	<p>地方公共団体又は民間団体等（農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人、法人格を有さない団体で北海道知事が北海道農政事務所長の協議の上特に必要と認める団体）。</p> <p>ただし、農業者、発電事業者及び市町村・農業委員会又は地域の農業者を組織する団体（農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、農業協同組合農業協同組合連合会等）を必須の構成員とする。</p> <p>なお、太陽光発電設備の施設導入を行う場合は、事業終了時までと同様の協議会を組織しなければならない。</p>

事業の名称	補助対象者
7 バイオマス地産地消の推進事業	地方公共団体又は民間団体等（農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人、法人格を有さない団体で北海道知事が北海道農政事務所長の協議の上特に必要と認める団体）。
8 バイオマス地産地消施設整備事業	地方公共団体又は民間団体等（農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人、法人格を有さない団体で都道府県知事が地方農政局長等の協議の上特に必要と認める団体）。

別記2

- ① グリーンな栽培体系への転換サポート事業について、次の②及び③の場合を除き、1地区当たり300万円を補助額の上限とする。
- ② 有機農業の取組面積の拡大に向けた栽培体系を検討する場合は、1地区当たり360万円を補助額の上限とする。
- ③ 環境負荷軽減の取組（みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱（令和5年3月30日付け3環バ第342号農林水産事務次官依命通知）別記3第5の2（1）から（4）の取組又はみどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和4年12月8日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知）別記3第5の2（1）から（3）及び（4）アからオの取組）のうち複数の取組（有機農業を除く。）を検討する場合は、1地区当たり360万円を補助額の上限とする。
- ④ 品目の特性上、栽培体系の検証が年度途中から翌年度にわたることに伴い、栽培マニュアルの作成、産地戦略の策定、情報発信の取組が翌年度となることから、事業実施計画の期間を複数年とする場合は、栽培体系の検証と一体的に取り組む事業内容について、①から③までの上限を適用する。
- ⑤ 消費者の理解を醸造するための取組は30万円を補助額の上限とする。

別記3

- ① 新施設について、交付金の額の上限を30,000万円（令和5年度当初予算以前に交付決定済の事業実施計画に基づく事業はこの限りではない。）とする。
- ② 成果拡大施設について、機器等の1件当たりの交付金の額の上限は5,000万円とする。